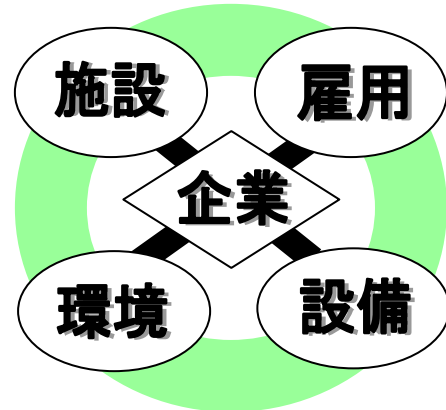


平塚市 企業立地等促進事業について

平塚市では、「平塚市工業活性化促進事業」に代わる制度として、企業立地等の促進、市内の雇用機会の創出及び中小企業の設備投資を促進するため、平成22年4月1日から「平塚市企業立地等促進事業」による様々な奨励措置を設けました。

助成限度額の引き上げや新たに環境設備の設置に対する助成、さらに中小企業の機械・装置の購入に対する助成を設け、企業の皆様の進出や事業拡大を積極的に支援します。

◆企業支援策4つのメニュー



支援を受けるための業種・地域要件

支援策	対象業種	対象区域
①施設整備助成	・ 製造業 (付随する研究所) ・ 情報通信業 ・ 自然科学研究所	・ 工業地域 ・ 工業専用地域 ・ 準工業地域 (敷地 9000 m ² 以上) ※④は面積要件なし ・ 五領ヶ台研究研修パーク (めぐみが丘) ・ 市街化調整区域で開発行為が 得られた地域
②新規雇用助成		
③環境設備助成		
④設備投資促進助成	・ 製造業 (中小企業に限る)	

※適用業種は、日本標準産業分類による

お問い合わせ

平塚市 経済部 産業振興課 工業・企業立地担当

〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号

TEL : 0463-21-9758 FAX : 0463-21-9759

E-mail : sangyo-s@city.hiratsuka.kanagawa.jp

H P : <http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp>

企業の持続的な発展を支援する4つの支援策

①施設整備助成

企業の新規立地や既存施設の拡張などに要した費用で、土地・建物・償却資産の投資金額が、大企業…3億円以上、中小企業…5千万円以上の場合、その対象となる部分の**固定資産税相当額の2分の1**を5年間助成します。

※ 操業から3ヶ月以内の申請が必要です。

限度額：助成累計3億円

②新規雇用助成

施設整備助成とあわせて、常用の従業員として、市内在住者を1年以上雇用し続けた場合

- ・ 大企業…21人目から対象
ひとりあたり30万円
- ・ 中小企業…1人目から対象
ひとりあたり50万円

さらに

- ・ 20歳未満
- ・ 60歳以上
- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律で定められた障がい者

上記条件を満たせば、さらにひとりあたり20万円を加算

限度額：1,000万円

③環境設備助成

施設整備助成とあわせて、下記のとおり助成します。

対象施設	助成内容	限度額
雨水活用設備	貯水量1㎡につき5万円を乗じた額	100万円
太陽光発電設備	発電能力1kwにつき10万円を乗じた額	300万円
風力発電設備	発電能力1kwにつき5万円を乗じた額	100万円

④中小企業設備投資促進助成

- ・ 生産の拡大
- ・ 生產品の変更
- ・ 新製品の開発、生産を
考えている。

中小企業者で、市内の自社所有工場に総額3,000万円以上の機械・装置を購入

購入額の2%の額を助成します。

限度額：300万円

※ 老朽化だけの理由による更新は対象外

※ 同一事業所では1回の適用に限ります。